

## 平成15年度における自動車税制のグリーン化について

< 連絡先 >

国土交通省代表：03-5253-8111

自動車交通局技術安全部環境課 内線42-526

自動車税制のグリーン化については、平成15年4月以降、その対象・軽減期間が変更となります。なお、具体的な概要は以下のとおりですが、主なものとして、

低排出ガスかつ低燃費車のうち、（一つ星）・（二つ星）はグリーン税制の対象外となります（自動車税に係る重課については、変更ありません。）

自動車税に係る軽減期間については、2年から1年へ短縮されます。

〔現行制度の改正概要〕

	自動車税 (排気量別に税額を設定)			自動車取得税 (営業用3%、自家用5%)		
電気自動車	50%軽減(2年)			2.7%軽減		
CNG車						
メタノール車	50%軽減(1年)			現行どおり2.7%軽減		
ハイブリッド車	13% 軽減 (2年)	25% 軽減 (2年)	50% 軽減 (2年)	バス・トラック 2.7%軽減 乗用車 2.2%軽減		
低排出ガスかつ 低燃費車				現行どおり 2.7%又は2.2%軽減		
	対象外	対象外	50% 軽減 (1年)	取得価格から30万円控除	対象外	現行 どおり 30万円 控除

- (注) 1. 自動車税の重課については、現行どおり。  
(車齢11年超のディーゼル車、車齢13年超のガソリン車は10%重課)
2. 自動車税の軽減については、平成15年度に新車登録した車について、平成16年度分を軽減。
3. 低排出ガスかつ低燃費車に係る特例については、原則右のラベルが車の後部についている車が対象となりますが、一部対象とならない車もありますので、詳細は販売店等でご確認下さい。



〔 拡充措置の具体的内容 〕

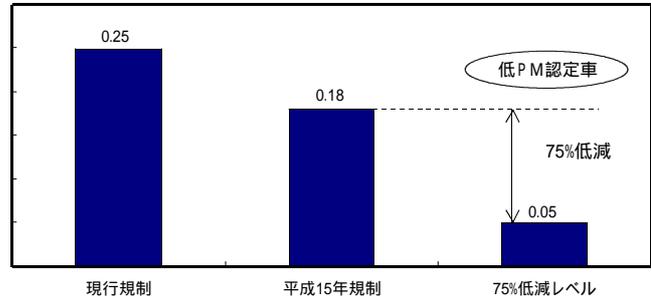
低PM認定トラック・バスの特例を創設

- ・自動車取得税..... 1 . 5 % 軽減 （平成15・16年度に取得した車について軽減）

低PM認定車

車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車について、PM（粒子状物質）の排出量が平成15年規制値よりも75%以上低減している自動車。

（単位：g/kWh）



LPG自動車に特例を拡充

かつ低燃費であるLPG自動車について以下の特例措置

- ・自動車税..... 50%軽減 × 1年 （平成15年度に新車登録した車について軽減）
- ・自動車取得税..... 取得価格から30万円控除 （平成15年度に取得した車について軽減）

燃料電池自動車に特例を拡充

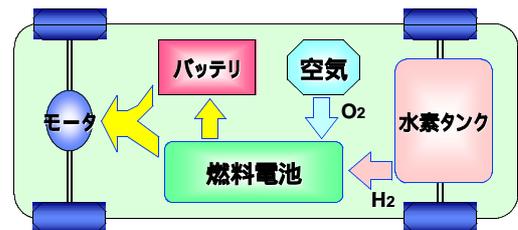
〔 燃料電池自動車 〕

- ・自動車税..... 50%軽減 × 1年 （平成15年度に新車登録した車について軽減）
- ・自動車取得税..... 2.7%軽減 （平成15・16年度に取得した車について軽減）

燃料電池自動車

水素と酸素の化学反応により発電し、原理的に水のみを排出する自動車で、環境にやさしい究極の低公害車と言われる。

地球温暖化対策推進大綱の策定に当たっては、2010年時点で5万台の普及を目標としている。



〔その他のグリーン税制の内容〕

ディーゼル車等の廃車代替

自動車NOx・PM法に基づく対策地域内において、同法の排出基準に適合しないトラック・バスを廃車して、新たに排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス規制に適合したバス・トラックに買い換えた場合の特例（自動車取得税）

平成15年4月1日～平成17年3月31日	1.9%の軽減
平成17年4月1日～平成19年3月31日	1.5%の軽減
平成19年4月1日～平成21年3月31日	1.2%の軽減

最新排出ガス規制適合車の早期取得特例（自動車取得税）

- ・平成15年排出ガス規制適合車の取得  
（ディーゼル中量車・重量車（車両総重量1.7t超12t以下））
  - 平成14年 4月1日～平成15年9月30日 1.0%の軽減
  - 平成15年10月1日～平成16年2月29日 0.1%の軽減
- ・平成16年排出ガス規制適合車の取得  
（ディーゼル重量車（車両総重量12t超））
  - 平成15年4月1日～平成16年9月30日 1.0%の軽減